令和８年（フ）第２０１６号
大阪府茨木市西福井２丁目29番１―205号
破産者　前田　琢磨
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０６０号
大阪市旭区生江３丁目８番10号　ラフォート城北公園　301号
破産者　高嶋　元気
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１６３号
大阪市福島区大開２丁目３番28号　メゾンＮ＆Ｋ　４Ｂ号
破産者　Ａ―テックこと　阿部　友哉
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１６７号
大阪市生野区新今里２丁目５番６号　ハピネスジュン　１Ｄ号
破産者　林田　俊信
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２０８号
大阪府八尾市沼３丁目23番地の１　鬼辻マンション202号
破産者　岡山　拓磨
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２４４号
大阪市平野区加美北３丁目８番18号
破産者　丸山　信一（法定代理人保佐人岡本宏大）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２８５号
熊本県天草市五和町手野２丁目1392番地
破産者　寺田　克也
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１号
堺市中区深井清水町3460番地　ハイツ花のこみちＢ201号
破産者　深津　真一
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２４号
大阪府柏原市法善寺１丁目２番12号　Ｔｏｉｌｅ　ｂｌａｎｃｈｅ　201号
破産者　里　　飛翔
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２５号
堺市堺区田出井町１番２―2501号
破産者　李　　珍明（ＬＥＥ　ＪＩＮ　ＭＹＯＵＮＧ）
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９１号
堺市西区堀上緑町１丁７番59―401号
破産者　菊地　將州
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３８０号
大阪府高石市加茂３丁目10番７―201号、開始決定時の住所岡山県倉敷市福島113番地社員寮204号
破産者　杣田　慎晴
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３６４号
香川県高松市福岡町４丁目16番23号　ソフィール２　201、開始決定時の住所香川県東かがわ市小磯293番地４
破産者　髙橋　紗織
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０７号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台１丁目４番２号
破産者　烏山　孔汰
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５７号
福岡県中間市土手ノ内２丁目32―12、住民票上の住所福岡県宗像市石丸３丁目４番19―106号
破産者　尾﨑　友紀
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５０号
北九州市小倉北区下到津４丁目14番14―604号
破産者　日吉　昌信
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字久貝839番地６　マルカーノ３―Ｄ
破産者　山本　鉄平
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部